

2009年9月30日
郵便事業株式会社

心身障がい者用低料第三種郵便物の不適正利用に関する報告について

郵便事業株式会社（東京都千代田区、代表取締役会長 CEO 北村憲雄）は、総務大臣から、平成20年12月26日（金）、心身障がい者用低料第三種郵便物の不適正利用に対して当社が講じた対策等について、平成21年3月末から3月毎に1年間報告するよう求められており、本日、報告書を提出いたしました。

当社といたしましては、再発防止策を確実に実施し、制度の適正運営の確立及び定着を図ることにより、サービスの向上とお客様の信頼回復に努めてまいります。

報告の概要は、次のとおりです。

1 前回の報告後における措置状況

前回の報告（平成21年6月24日）において、公共機関発行の証明書の再提出要請に対し未提出のものが1件ありましたが、引き続き公共機関において発行審査中となっています。

なお、前回報告後、新規承認が1件、廃刊届提出が1件あったことにより、9月29日時点の承認刊行物の件数は、183件となっています。

2 再発防止策の定着状況及び追加対策の実施状況

本年3月及び6月に実施した再発防止策については、いずれも目的どおり実施されています。

また、前回報告において検討することとしていた追加対策のうち、

- (1) 当社に公共機関発行の証明書が提出されたことを当該公共機関に文書で通知するとともに必要記載事項の有無など外形上の確認の徹底
- (2) DM発送代行業者の業界団体及び心身障がい者団体に対する第三種郵便物の制度内容の周知
- (3) リスク管理に関する社内委員会への制度の運用状況の定期的報告
- (4) 心身障がい者用低料第三種郵便物の制度及び取扱いの在り方等に関する関係機関による意見交換を行う場（関係機関連絡会）の設置

については、いずれも実施済みであり、その他の事項（証明書の発行基準について関係省庁との共通認識の形成及び定期刊行物の発行団体の名称変更の場合における公共機関証明書の提出）については、上記(4)の関係機関連絡会において確認・検討していく予定です。

3 民事請求の状況

(1) 前回の報告時においては、当社が本来収納すべき料金額と既に支払われた料金額との差額に相当する額として、有料発売条件を具備していなかった定期刊行物（21件）を発行していた心身障がい者団体（19団体）に対し、総額約49.3億円を、当社に損害が発生したことについて法的責任があると認められる企業（4社）に対し、総額約29.7億円を請求していました。

その後、定形郵便物の最低料金（80円）を基準として算出していた請求額を定形外郵便物（120円～）を基準として算出し直す作業を行うとともに、上記に加え、法的責任が認められる複数の企業に対し、差額相当額の請求に向けた事情聴取等を行っているところです。

なお、本年8月、1件の事案につき約6.8億円の支払を受けました。

(2) 今後、請求に応じない請求先に対する法的措置を行うとともに、引き続き、事実関係の判明状況及び事情聴取等により、法的責任が認められる企業を明らかにし、請求を実施していく予定です。

4 その他

現在、心身障がい者用低料第三種郵便物のみならず、第三種郵便物全体について承認条件の具備状況を調査しているところであり、また、第四種郵便物についても所定の条件の具備状況を調査する予定です。これらについては、来年3月末までに所要の調査を終了する予定です。

以 上